## 「生活のこと」「仕事のこと」など お困りごとで悩んでいませんか

### ひとりで悩まずご相談ください

会社のリストラにあって 仕事がなく なり、先行き が心配

ひきこもり の子ども がいる。将 来が心配 病気で働い は活がない は活がない ない

収入が年 金だけで あり、生活 が苦しい









# 相談員があなたに寄り添いながら 解決に向けてサポートしていきます

相談方法 : 来所、電話での相談のほか、窓口に来られない場合

は相談員が訪問します。まずはご連絡ください。

対 象 者 : 三木市にお住まいで、経済的に困っている方

(生活保護を受けている方を除きます)

◆場 所: 三木市役所 福祉課 生活支援係

◆電 話: 0794-82-2000

◆受付時間 : 月曜日から金曜日(祝日及び年末年始を除く)

午前8時30分から午後5時まで

平成 27 年 4 月、生活困窮者自立支援法が施行されました。仕事やくらしのことで経済的にお困りの方に対して、専門の相談支援員が相談をお伺いし、一人ひとりの状況に寄り添いながら、自立に向けた支援を行う事業を開始しました。

#### 事業の概要

#### 就労支援事業

ハローワーク等と連携した就労支援のほか、各個人の適性や希望にあった仕事探しを支援します。

#### 就労準備支援事業

「離職してから時間が経過している」「ひきこもり状態にある」 「仕事をする自信がない」などの理由により就労することが困 難な方に対して、個々のプランを作成し、就労体験を通して就 労に向けたサポートをします。

#### 住居確保給付金の支給

離職や減収などにより住居を失った方や失うおそれのある方に、就労に向けた活動をすること等を条件に、一定期間において家賃相当額(上限有)を支給します。\*支給には条件があります。

#### 一時生活支援事業

住居のない方で収入が一定水準以下の方に、一定期間において 宿泊場所や衣食の供与などを行います。

#### <u>家計改善支援</u>

家計に課題を抱える方とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用し、家計の見える化を図り、必要に応じて、債務相談や貸付窓口の紹介などを行い、自ら家計を管理できるように支援します。

#### 相談支援の流れ

- ① どんなことで困っているかお話を伺い、問題や悩みを確認し、 一緒に整理します。
- ②自立に向けた支援プランを一緒に作成します。
- ③ プランに沿った支援を行います。
- ④ 自立に向け継続的に支援を行います。